



# 議会・選挙

問 議会事務局 ☎77-4060

## 町議会と行政

町議会は、町民の代表として、町政の方針を決定したり、町政が適正に行われているかを確認する仕事をしており、「議決機関」といいます。

町議会は、執行機関と対等の立場に立って、議論しながら、町民に開かれた議会と、更なる町の発展を期せるよう、議会活動を行います。

## 町議会の会議

定例会は、年4回(3・6・9・12月)開かれます。

臨時会は必要に応じて町長が招集します。

また、議長が議会運営委員会の議決を経て町長に請求したときや、議員定数の4分の1以上の議員から町長に請求したときは、町長は臨時会を開かなければなりません。

### ▶ 本会議

本会議は、議員全員で構成され、町議会の意思を決定するほか、町政全般について質問を行う会議です。

町議会に提出された議案や、町議会としての意見表明などの可否は、最終的にはすべて本会議において決められます。

本会議を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要であり、町議会の意思は、原則として出席議員の過半数の賛成によって決定されます。

## 委員会

町の仕事は非常に幅広く複雑です。そこで、本会議での審議を効率的に行うため、委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。

### ▶ 常任委員会

3つの委員会を設けて、それぞれの所管にかかる議案の審査や、事務などの調査を行います。

### ▶ 特別委員会

特定の議案や事項に限って審査を行うために設置されるものです。

## 請願・陳情

町民の皆さんが、町政について意見や要望があるとき、請願や陳情を提出して町政に反映させることができます。

請願や陳情は、どなたでも提出することができます。町議会への請願・陳情書は、次の要領で提出してください。

### ▶ 請願書

- 請願書には、請願の趣旨、議会に対する要望内容、提出年月日、請願者の住所、氏名を記載し、押印してください。
- 請願書には、紹介議員の署名又は記名押印を必要とします。

### ▶ 陳情書

- 陳情書は、議員の紹介を必要としないので、紹介議員の箇所を除くほかは、請願書と同様にしてください。

## 本会議・委員会の傍聴

傍聴は、会議当日の午前8時30分から受付を開始します。おおい町役場3階にある議会事務局内で「傍聴人受付票」に住所・氏名等を記入していただくだけで傍聴できます。

受付は、会議当日の受付先着順となっています。電話などでの事前予約はできませんが、団体で傍聴を希望される場合は、事前にお知らせください。

なお、傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選となります。その日の会議の開催30分前までに、おおい町役場3階議会事務局までお越し下さい。

## 選挙運動について

問 総務課 ☎77-4050

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、投票日の前日までの間に限り行うことができます。

立候補届出前はすべての選挙運動(いわゆる事前運動)が禁止されています。

なお、選挙に関係があっても選挙運動にあたらぬような、たとえば、立候補準備行為(政党の公認を求める行為、候補者選考会等)、選挙運動の準備行為(選挙事務所・自動車などの借入の内交渉、選挙運動用ポスターの印刷行為等)は事前運動にあたらぬ、認められています。

### ▶ やってはいけない主な選挙運動

戸別訪問	投票依頼などの選挙運動目的で、戸別に有権者の家や会社などを訪問すること。
飲食物の提供	選挙運動に関して、湯茶及びこれに伴い日常用いられている程度の菓子及び定められた範囲内の弁当以外の飲食物を提供したり差し入れたりすること。
署名運動	選挙に関して特定の人に投票するように、または投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動すること。
人気投票の公表	当選者を予想する人気投票の経過や結果を公表すること。
氣勢を張る行為	選挙運動のための自動車・自転車を連ねたり、隊列を組んで往来するなど氣勢を張ること。

などがあります。

### ▶ 選挙運動費用公費負担制度

町長選挙及び町議会議員選挙の選挙運動に係る一部費用(選挙運動用自動車の使用、ビラ・ポスターの作成)は、公費負担の対象となります。(公職選挙法第93条により供託金が没収された場合を除く。)

